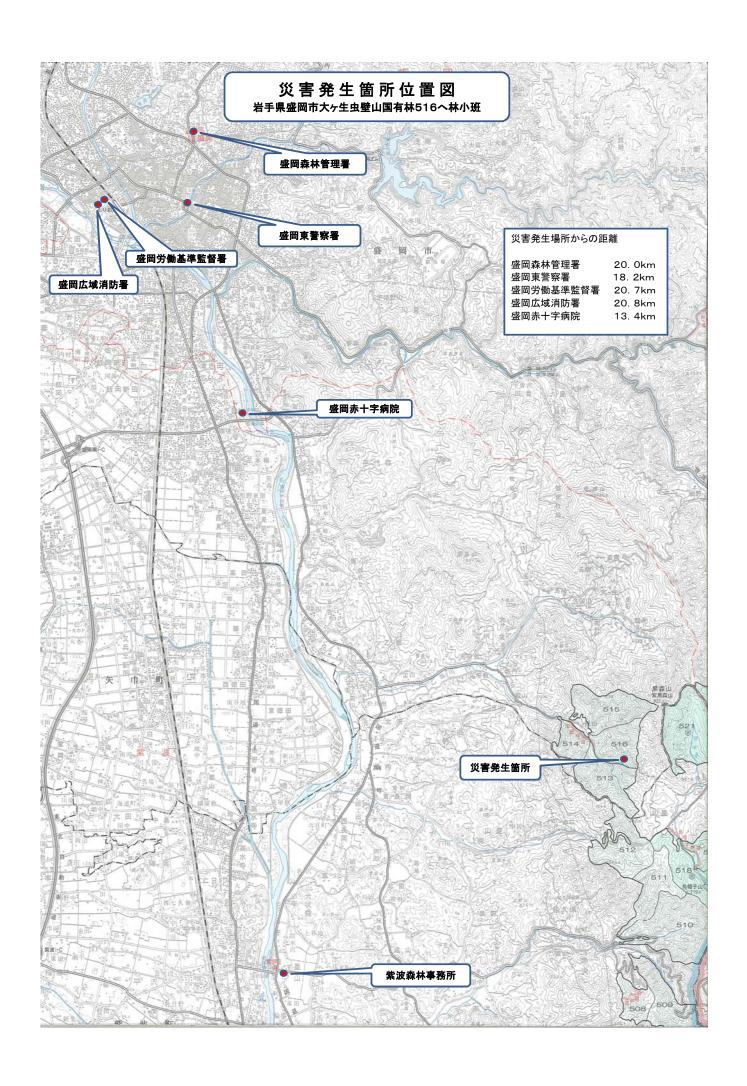
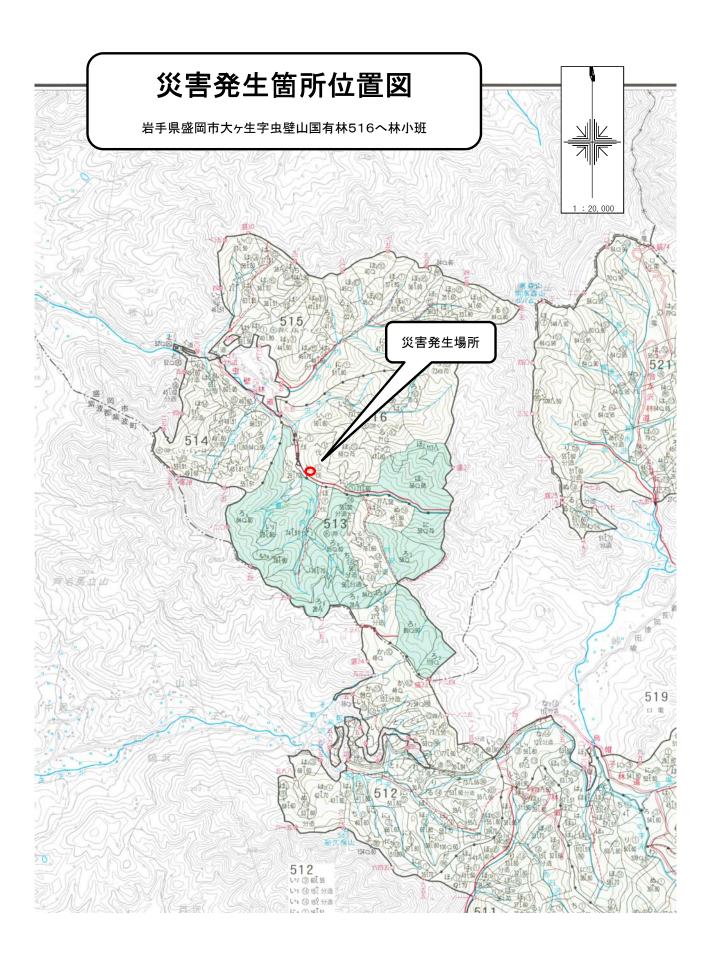
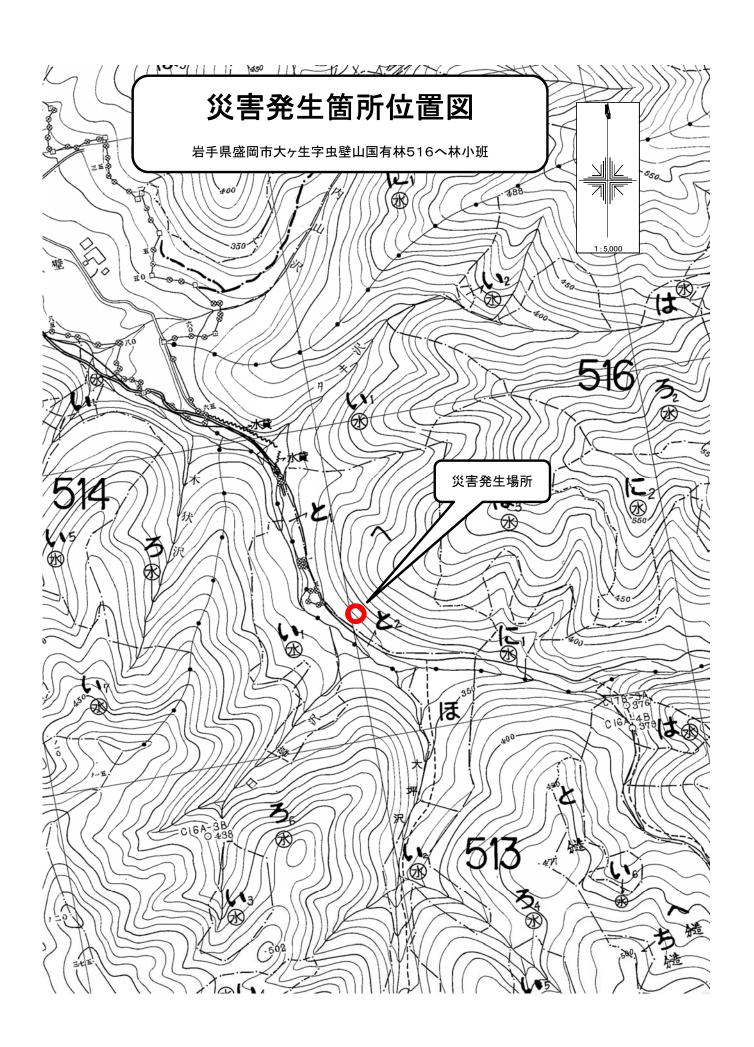
平成28年度 国有林野事業の実行に係わる 請負事業体等の死亡災害報告

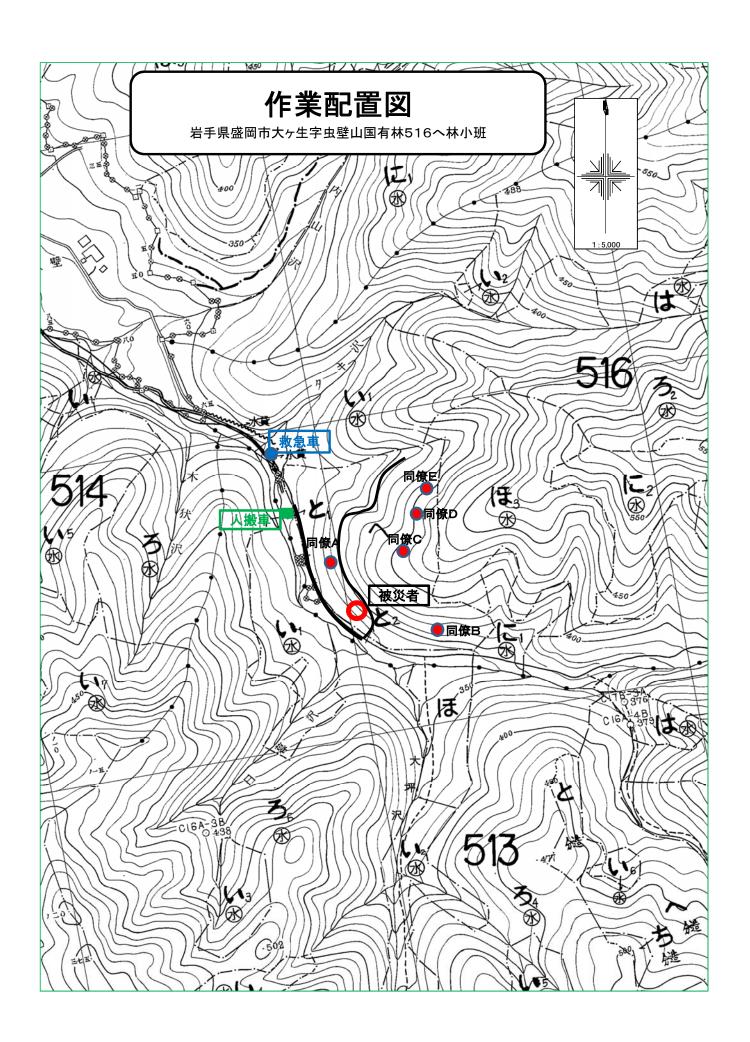
(概 況)

1 森林管理局・署等名	東北森林管理局 盛岡森林管理署
2 事 業 の 種 類	請負事業(造林事業)
3 災害発生日時等	平成28年9月9日(金)10時20分頃推測(死亡:平成28年9月9日(金)12時54分 死因:胸部圧迫による窒息)
4 災害発生場所	岩手県盛岡市大ヶ生字虫壁山国有林513林班へ小班
5 契 約 相 手 方	有限会社 関善林業 代表取締役 関 雪江
6 事業実行事業体	同上
7被災者年齢等	年齢:67歳 性別:女 雇用区分:事業主 社会保険等加入状況:健、厚
8 従 事 作 業	地拵作業
9 災 害 の 概 況	当日、被災者と同僚5名は地拵作業(刈払作業)に従事していた。(当日の作業配置は、南西斜面で被災者と同僚Aが刈払機による地拵作業、同僚Bがチェンソーによる地拵作業、北西斜面で同僚C、D、Eそれぞれが刈払機による地拵作業)10時20分頃、休憩を終えた同僚Aが被災者の方向に向かって刈払作業をしていたとき、前方に被災者のヘルメットが見えたが、まだ休憩していると思い刈払作業を進めた。10時40分頃、さらに刈払作業を進めていた同僚Aは、アカマツ残材木(長さ7.2m、末口直径25 c m)とスギ伐根(径40 c m)との間に胸部を挟まれている被災者を発見した。(発見したときには被災者の意識・脈は無い状態であった)同僚Aは、直ちに被災者の救出を試みたが一人でアカマツ残材木を動かすことができなかったため、近くでチェンソー作業を行っていた同僚Bを呼びに行き、11時05分頃、アカマツ残材木を動かすことができなかったため、近くでチェンソー作業を行っていた同僚Bを呼びに行き、11時05分頃、アカマツ残材木を動かすことができなかったため、近くでチェンソー作業を行っていた同僚 8 名(C、D、E)は直ちに被災現場へ向かった。11時25分頃、耐係Aは北西斜面で作業していた同僚(C(被災者の息子)、D、E)に災害発生を連絡、連絡を受けた同僚3名(C、D、E)は直ちに被災現場へ向かった。11時25分頃、被災者の状況を確認した同僚Cは同僚4名を現地に待機させ救急車を要請するため、携帯電話の通じる地点まで下山し、11時39分頃、救急車の要請を行うとともに、会社へ災害発生の連絡を行った。12時頃、救急車が現地に到着し、救急隊が被災者を災害現場から担架で救急車へ搬送した。12時40分頃、被災者は盛岡市内の盛岡赤十字病院に搬送されたが、12時54分、医師により死亡が確認された。現地の状況は、①被災者の刈払機の燃料は満タンであったこと、②刈払機から肩掛けバンドのフックは外されていたこと、③被災者はスギ伐根に挟まれていたにもかかわらず径我は右鎖骨の骨折のみであったこと、④アカマツ残材木があったと思われる箇所の斜面下方のかん木等を刈払った跡があったことなどから、刈払作業中にアカマツ残材木に急襲されものではなく、被災者が傾斜約30度の林地で刈払作業に従事するなかで、スギ伐根の前で10時頃の休憩中に背後から徐々に滑落したアカマツ残材木とスギ伐根の間に挟まれ受災したものと推定される。
10 そ の 他	



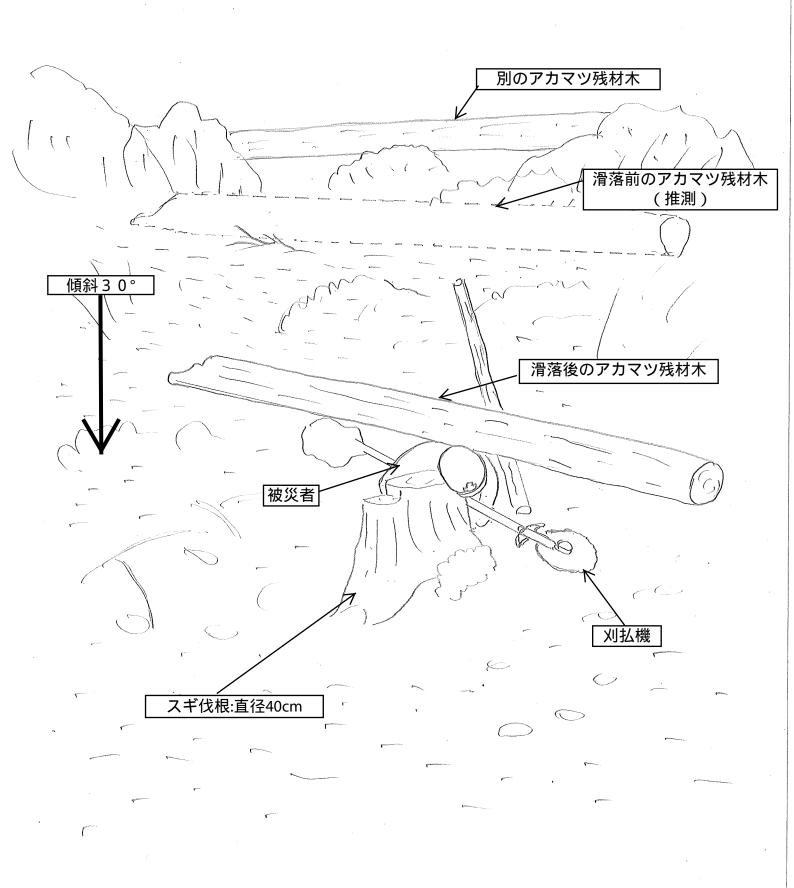






災害発生見取図

岩手県盛岡市大ヶ生虫壁山国有林516へ林小班



災害発生箇所全景







